

## 自然科学研究機構分子科学研究所外国人研究職員受入要領

平成16年 9月17日

分子科学研究所長決定

### (趣旨)

第1 分子科学研究所における学術研究の推進を図ることを目的とし、共同研究等に参画させるため、自然科学研究機構分子科学研究所(岡崎共通研究施設にあっては、分子科学研究所が緊密な関係及び協力を行う研究施設を含む。以下「研究所」という。)が招へいし、個別の契約により雇用する外国人の研究者(以下「外国人研究職員」という。)を受け入れるために必要な事項を定めるものとする。

### (資格)

第2 外国人研究職員として受け入れることができる者は、外国の学術研究機関に所属する外国国籍を有する研究者とする。

### (身分)

第3 外国人研究職員は、研究所長が招へいし、職員に準じて雇用するものとする。

### (申請)

第4 外国人研究職員の雇用を申請する研究教育職員又は年俸制職員(特任教員)は、別に定める申請書を研究所長に提出するものとする。

### (選考)

第5 外国人研究職員候補者の選考は、研究所の教授会議の議を経て行うものとする。

### (採用)

第6 外国人研究職員の採用は、研究所長が書面による契約をもって行うものとする。

### (給与)

第7 外国人研究職員の給与等は次のとおりとする。

- 一 外国人研究職員には、給与を支給する。
- 二 給与は、甲種及び乙種とし、甲種は極めて顕著な研究業績を有する者、乙種はその他の者にそれぞれ適用する。
- 三 甲種及び乙種の給与の額は別に定める。

(雇用契約期間)

第8 外国人研究職員との雇用契約期間は、3月以上で1年を越えないものとする。

(招へい及び帰国旅費)

第9 外国人研究職員には、大学共同利用機関法人自然科学研究機構役職員旅費規程(平成16年自機規程第43号)に基づき、招へい及び帰国旅費を支給する。

ただし、帰国のための旅費については、契約期間を満了した場合であって契約期間満了後3月以内に本邦を出発する場合に支給する。

(招へい手続等)

第10 招へい状は、研究所長名で発するものとし、自然科学研究機構における所属機関、招へい期間、給与額、住居、招へい及び帰国旅費等の招へいの条件を詳示するものとする。

(知的財産権の取扱い)

第11 外国人研究職員が研究所において行った研究成果による発明等に係る知的財産権(「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウ及びその他一切の知的財産権をいう。)の取扱いは、外国人研究職員と研究所との間に別段の合意がある場合を除き、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職務発明等規程(平成16年自機規程第12号)に定めるところによる。

(その他)

第12 この要領に定めるもののほか、外国人研究職員の受入れに関し必要な事項は、研究所長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年9月17日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。